

消費税の届出はお済みですか？

個人事業者で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な人）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要がある。

令和2年分(2020年分)において課税事業者となる人

平成30年分(2018年分)（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和2年分(2020年分)は消費税の課税事業者となる。

※平成30年分(2018年分)（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成31年(2019年)1月1日から令和元年(2019年)6月30日までの期間

（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和2年分(2020年分)は消費税の課税事業者に該当します。

簡易課税制度の選択

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の人は、簡易課税制度を選択することができます。

お問い合わせ

名寄税務署 01654-2157 (代表) 音声ガイダンスに

「消費税率軽減税率制度」もっと知りたいときは？ 令和元年10月1日から、消費税率(国・地方)が引き上げられ、併せて軽減税率制度も導入されました。

軽減税率制度に関するご相談

「消費税軽減税率電話相談センター」 0120-205-553 0570-030-456

税のお知らせ

「消費税率軽減税率制度」もっと知りたいときは？

令和元年10月1日から、消費税率(国・地方)が引き上げられ、併せて軽減税率制度も導入されました。

消費税について、詳しい内容を知りたい場合や相談したい場合はこちらでご確認ください。

軽減税率制度に関するご相談

「消費税軽減税率電話相談センター」 0120-205-553 0570-030-456

※詳しい情報は、国税庁ホームページでご確認ください。

レジ補助金に関するご相談

「軽減税率対策補助金事務局」 0120-398-111 0570-081-222

転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関するご相談

「消費税価格転嫁等総合相談センター」 0120-200-040 0570-200-123



※詳しい情報は、内閣府ホームページでご確認ください。

制度全般・その他も知りたい

「政府広報オンライン」 ○制度全般 ○キャッシュレス・ポイント還元事業など

税のお知らせ

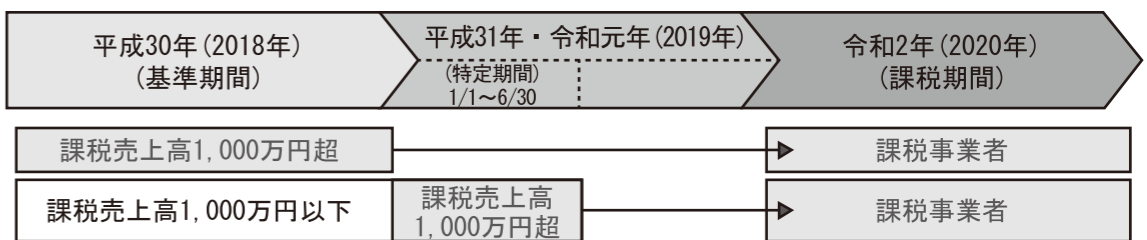
家屋を取り壊したときは届出が必要ですよ

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として下川町が課税しています。

令和元年(2019年)中に家屋の取り壊しがあった場合は、「家屋滅失届」を速やかに提出されますよう、ご協力お願いします。

税務住民課

「お問い合わせ先 税務・収納グループ」 4-2511内線113



2年(2020年)9月30日までの日の属する課税期間において、課税仕入れ等(税込み)を税率ごとに区分して合計することにつき困難な事情がある事業者が、当該課税期間の末日までにこと届出書を提出したときは、経過措置として、届出書を提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

簡易課税制度とは

課税期間における課税売上高に係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

※簡易課税制度を選択された人は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。

ません。なお、選択をやる場合には、やめようとする課税期間の開始日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

注意事項

○課税事業者は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。

○一般課税で申告される人(簡易課税制度の適用を受けない人)が仕入税額控除を適用するためには、これまでも課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の保存が要件とされていますが、令和元年(2019年)10月1日以降は、区分経理(取引等を税率ごとに区分して記帳するなど)の経理)に対応した帳簿及び請求書等(区分記載請求書等)の保存が要件となります。

※また、未登記の家屋が売買等により所有者が変わった場合は、「未登記家屋名義変更届出書」を提出してください。

なお、登記されている不動産については、登記簿上の所有者に課税することになっていきますので、売買等の異動があった場合は、速やかに所有権移転登記を行ってください。

また、未登記の家屋が売買等により所有者が変わった場合は、「未登記家屋名義変更届出書」を提出してください。

「お問い合わせ先 税務・収納グループ」 4-2511内線113

講習会情報: 運転免許証更新時講習 (11月7日から12月5日まで) 名寄文化センター会場 違反運転者講習 (2時間) 11月18日(月)午後7時 初回更新者講習 (2時間) 11月14日(木)午後2時 一般運転者講習 (1時間) 11月11日(月)午後2時 11月14日(木)午後5時30分 12月5日(木)午後2時 優良運転者講習 (30分) 11月11日(月)午後1時 11月18日(月)午後6時 12月5日(木)午後1時 下川交通防犯センター会場 優良運転者講習 (30分) 11月7日(木)午後1時